

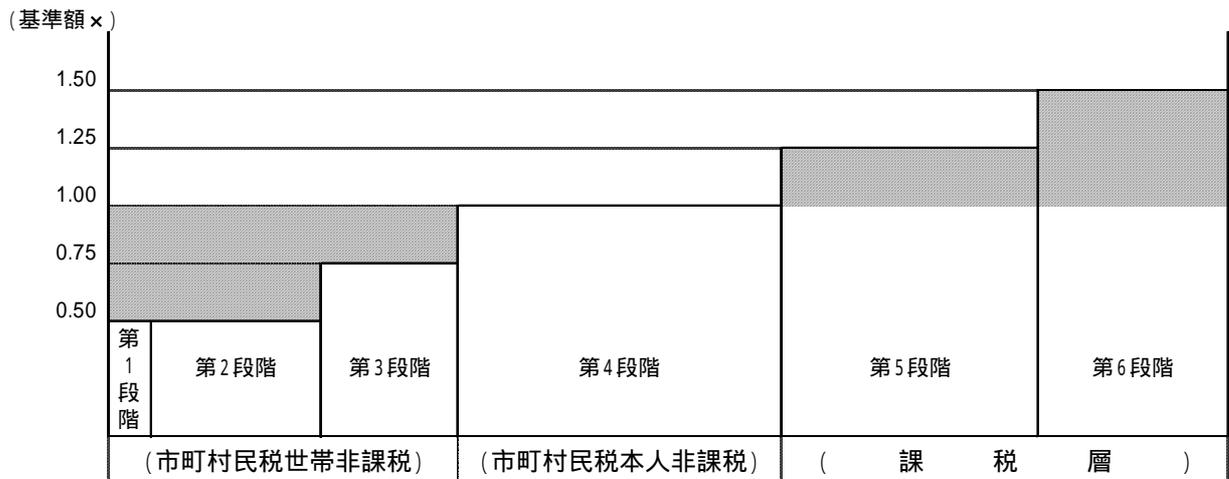
保険料段階の設定の考え方について

1 第4期（平成21年度～23年度）の保険料段階設定の状況

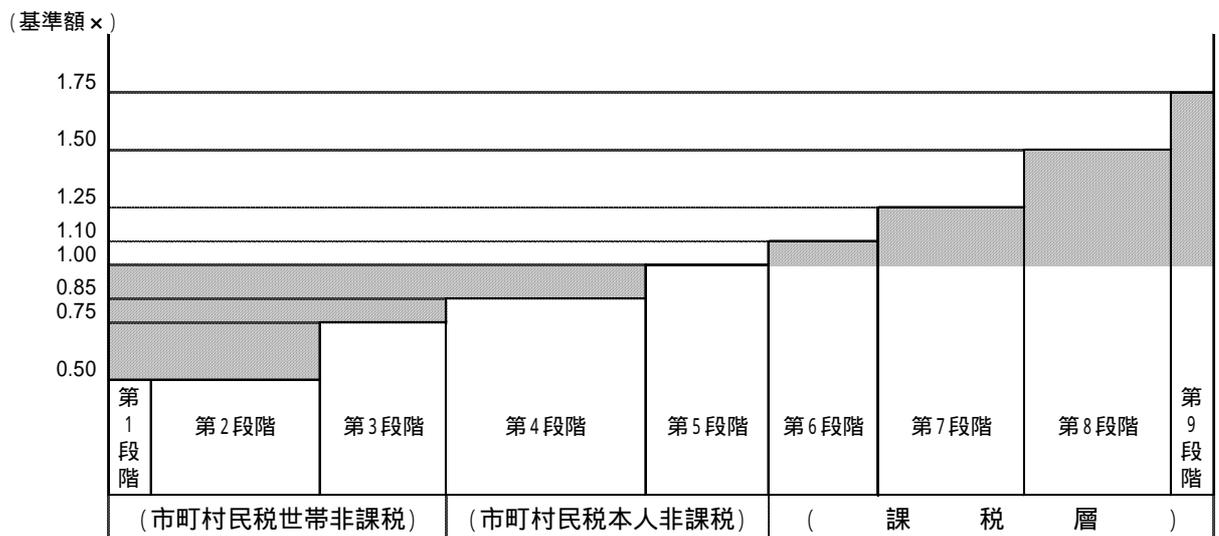
(1) 保険料段階設定の考え方

現行の保険料段階は6段階制が標準となっています。

各保険者の判断により、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料段階の設定が可能となるよう、第5段階以上の課税層について、保険者が区分数、保険料率等について弾力的な設定が可能となっています。



本市における今期の保険料段階の設定にあたっては、低所得者の方々に対する軽減措置を実施しております。保険料段階については、第5段階の保険料を基準額とし、所得の低い層（第1段階から第4段階）の軽減分を所得の高い層（第6段階から第9段階の市町村民税課税層）の負担で賄えるよう設定しており、9段階制を採用しています。



区分	段階	対象者	基準額に対する割合	H23.9.1現在 被保険者数
基準額 より軽減 される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	0.5	5,581人 (2.9%)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 (第1段階に該当する方を除く。)	0.5	30,644人 (15.7%)
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 (第1段階に該当する方を除く。)	0.75	22,464人 (11.5%)
	4	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.85	36,767人 (18.8%)
基準額	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額 1.0	21,447人 (11.0%)
基準額 より増額 される方	6	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	19,177人 (9.8%)
	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	26,445人 (13.5%)
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.5	26,688人 (13.7%)
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	6,113人 (3.1%)

計 195,326人 (100.0%)

(2) 政令市の状況

19 政令市の保険料段階の設定は次のとおりとなっています。

保険料段階数	都市数	
7段階制	1市	札幌市
8段階制	1市	堺市
9段階制	8市	仙台市, さいたま市, 千葉市, 浜松市, 名古屋市, 広島市 福岡市, 北九州市
10段階制	6市	川崎市, 相模原市, 京都市, 大阪市, 神戸市, 岡山市
11段階制	3市	横浜市, 新潟市, 静岡市
計	19市	

2 第5期（平成24年度～26年度）についての国の考え方

平成23年7月11日、厚生労働省主催の全国会議が開催され、その中で第5期保険料設定に向けた基本的考え方等について、次のとおり示されました。

第3段階の細分化

保険料負担段階第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている者等とされているところであるが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期保険料について、保険者の判断で、保険料負担段階第3段階の所得区分を細分化することを可能とする方向で検討している。

平成23年9月12日事務連絡にて、細分化に伴う新第3段階の該当要件は、「市町村民税非課税世帯者であって、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下のもの」とすると示されました。

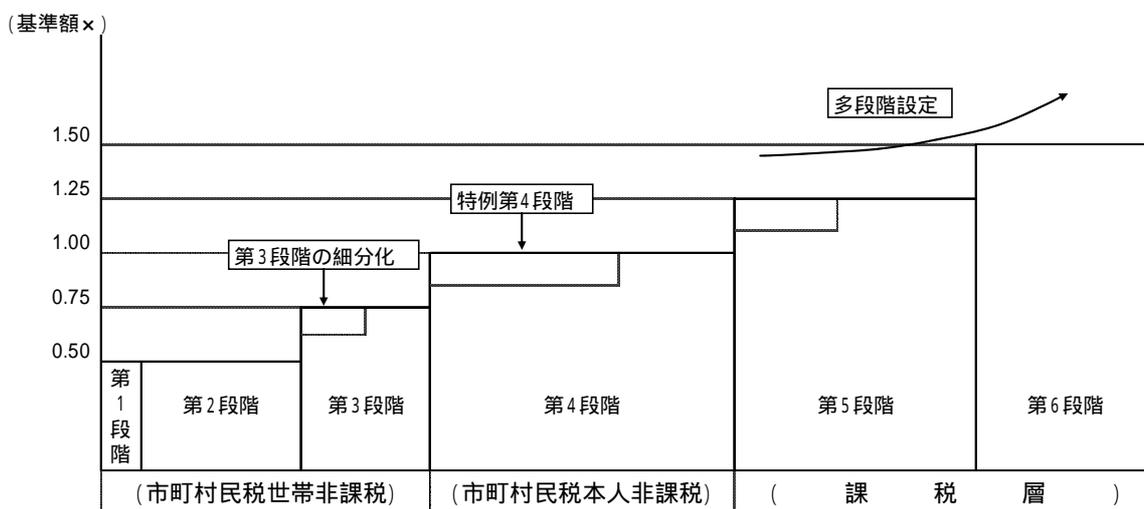
特例第4段階の継続について

第4期の保険料負担段階については、保険料負担段階第4段階のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとしているところであるが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とする。

第5段階以上の多段階設定

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

第5期においても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて、保険料負担段階第5段階以上の多段階設定の実施をお願いする。



3 今後のスケジュール等

第5期の保険料段階設定のあり方については、上記の考え方に基づき、被保険者数の推計、所得分布状況、サービスの見込量などを分析したうえで、昨年実施した実態調査の結果、更には全国の状況等も総合的に勘案しながら、今後の審議会において、ご議論いただきながら、まとめていくこととします。